

諮詢番号：諮詢第 296 号

答申番号：答申第 296 号

答申書

第 1 審査会の結論

大牟田市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び法第 77 条の 2 に基づく徴収決定処分（以下「本件処分 2」という。以下本件処分 1 及び本件処分 2 を「本件各処分」と総称する。）に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）において、本件処分 1 については棄却されるべきであり、本件処分 2 については却下されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 本件処分 1 に係る費用返還命令書兼費用徴収決定通知書（以下「本件処分 1 通知書」という。）に「令和 5 年 3 月分給与を令和 5 年 4 月に受領されていた」とあるのがおかしい。令和 5 年 4 月には受領しておらず、同年 3 月 24 日に受領したのが最後である。

(2) 本件処分 1 通知書に「令和 5 年 4 月の扶助費に過払いが生じたため」とあるが、令和 5 年 3 月 23 日付けの生活保護変更決定通知書によると、生活保護（以下「保護」という。）変更の理由は、「就労に伴う収入見込み認定」となっているので、徴収は不当である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分 1 を行うに当たって、適切に給与の収入認定の可否の検討を行った上で、自立更生費の控除は不要と判断し、給与の全額を収入認定することを決定していることが認められる。そのほか、返還額の決定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらず、違法又は不当な点はない。

本件処分 2 に対する審査請求は、処分庁の最上級庁である大牟田市長が審査庁とな

るので、福岡県知事は審査請求をすべき行政庁にはあたらない。

よって、本件処分 1 に対する審査請求については理由がないので棄却されるべきであり、また、本件処分 2 に対する審査請求については不適法であるため、却下とする。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分 1 に対する審査請求について

本件処分 1 に対する審査請求の争点は、法第 63 条の適用に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

ア 返還対象決定額及び返還対象期間（資力の発生時点）について

法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高等裁判所令和元年 7 月 25 日判決参照）。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討すると、処分庁は、本件処分 1 を行うに当たって、適切に審査請求人の妻が受領した令和 5 年 3 月分の給与（以下「本件給与」という。）の収入認定の可否の検討を行った上で、自立更生費の控除は不要と判断し、本件給与の全額を収入認定することを決定していることが認められる。

そのほか、返還額の決定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

なお、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8 の 3 の(4)の定めにより、本件給与 37,649 円から勤労に伴う必要経費として「基礎控除額表」に定める 17,200 円を差し引いて得た額 20,449 円を返還対象額としており、その算定方法に誤り等は認められない。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の1の(2)のとおり主張しているが、本件各処分と令和5年3月23日付けの保護変更決定処分は別個の処分であって、本件処分の違法性又は不当性の判断を左右するものではない。

ウ その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分2に対する審査請求について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第4号は、（法律等に特別の定めがある場合を除き、）同条第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合には、当該処分庁等の最上級行政庁に審査請求を提起しなければならない旨を定めているところ、本件処分2については、同条第1号から第3号までのいずれの場合にも該当しない。

また、法第64条は、市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における審査庁を規定しているが、本件処分2は「保護の決定及び実施に関する事務」に含まれるものではなく、同条の適用はない。

さらに、同条の規定は行政不服審査法第4条の「特別の定め」に該当しない。

よって、本件処分2に対する審査請求は、同法第4条第4号の規定により、処分庁の最上級行政庁である大牟田市長に対してすべきであり、福岡県知事に対してすることはできない。

以上のとおり、本件処分1に対する審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、また、本件処分2に対する審査請求は不適法であるので、同法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年10月6日付で審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく質問を受け、令和7年12月4日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護

を受けたときは、その受けた保護費に相当する金額の範囲内において処分庁の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

また、法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。）問 13-5 答(2)）。

本件についてこれをみると、審査請求人世帯は平成 27 年 7 月 21 日から保護を開始されているところ、本件給与として 37,649 円を受領していることが認められる。

返還額の決定にあたって、処分庁は、適切に本件給与の収入認定の可否の検討を行った上で、自立更生費の控除は不要と判断し、本件給与の全額を収入認定することを決定していることが認められる。

さらに、処分庁は本件給与 37,649 円から勤労に伴う必要経費として 17,200 円を差し引いて得た額 20,449 円を返還対象額としていることが認められる。

そのほか、本件処分 1 に影響を与える事情もないのに、本件処分 1 に違法又は不当な点は認められず、本件処分 1 に対する審査請求は理由がないというべきである。

2 本件処分 2 について

法第 64 条によると、法第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分に対する審査請求は、都道府県知事に対してするものとされている。

しかしながら、本件処分 2 は、法第 77 条の 2 の規定に基づき、処分庁が本件処分 1 において定めた返還額全額を徴収金額とする旨決定した費用徴収決定処分であり、法第 64 条に規定する保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、本件処分 2 は同条の適用対象外となる。

したがって、本件処分 2 に対する審査請求は、行政不服審査法第 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、処分庁の最上級庁である大牟田市長が審査庁となる。

よって、福岡県知事に対してなされた本件処分 2 に対する審査請求は不適法なものであるため、却下されるべきであるとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件各審査請求のうち本件処分1については理由がないので棄却されるべきであり、本件処分2については不適法であるため、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき却下されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 鶴 利絵

委員 谷 本 拓也